

令和7年度

新入生保護者資料

(転入学のしおり)



戸田市立戸田東中学校

- ◇所在地 戸田市下戸田1丁目11番15号
- ◇電話 048(442)5844
- ◇FAX 048(443)9270
- ◇学校HP <http://www.toda-c.ed.jp/site/todahigashi-j/>

○学校 Facebook 随時更新中です。

「戸田市立戸田東中学校 Facebook」で検索
または、右のQRコードをご利用ください。

戸田市立戸田東中学校 校歌

作詞 落合 孝内
補作 高柳 重信
作曲 尾花 勇

1 日毎に仰ぐ遠富士の
白く清らな 望みをそだて
ともに肩よせ ひとすじに
眉にかかげる 高き理想
ああ 東中 われらは学ぶ

2 浮雲あそぶ 荒川の
流れゆたかな 心をたもち
ともに睦びて すこやかに
きたえやまぬは 強きからだ
ああ 東中 われらは集う

3 過ぎし日戸田の野に栄えし
桜草こそ われらが校章
ともに誓いて 忘れじと
胸にともすは 若き誇り
ああ 東中 われらは歌う

戸田東中学校 校歌

落合孝内 作詞
高柳重信 補作
尾花勇 作曲

♩ = 70

ひご とに あおぐと おかじーの し
ろくきよらなのぞみをそだてと
もにかたよせひとすじにま
ゆにかかげるたかきりそうあ
ああ ひがしちゅうわれらはまなぶ

一、日毎に仰ぐ 遠富士の
白く清らな 望みをそだて
ともに肩よせ ひとすじに
眉にかかげる 高き理想
ああ 東中 われらは学ぶ

二、浮雲あそぶ 荒川の
流れゆたかな 心をたもち
ともに睦びて すこやかに
きたえやまぬは 強きからだ
ああ 東中 われらは集う

三、過ぎし日戸田の 野に栄えし
桜草こそ われらが校章
ともに誓いて 忘れじと
胸にともすは 若き誇り
ああ 東中 われらは歌う

1 学校の概要

(令和7年1月8日〔令和6年度〕現在)

- 1 学校名 戸田市立戸田東中学校
所在地 〒335-0011 埼玉県戸田市下戸田1丁目11-15
電話 048-442-5844
URL <https://www.toda-c.ed.jp/site/todahigashi-j/>
- 2 校長名 鈴木 研二 (すずき けんじ)
- 3 開校・創立 昭和35年4月1日
- 4 生徒数・学級数 550名・18学級
(1学年5学級、2学年5学級、3学年5学級、特別支援学級3学級)
- 5 学校教育目標 グローバル社会で、将来、豊かに生き活躍できる児童生徒の育成

6 教育課程

- (1) 週授業時数 A週(4月～10月) B週(11月～3月)

学年		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	合計
		1年	A週(20週)	4	3	4	3	1.5	1.5	3	2	4	1	1
	B週(15週)	4	3	4	3	1	1	3	2	4	1	1	2	29
2年	A週(20週)	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	29
	B週(15週)	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	29
3年	A週(20週)	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	29
	B週(15週)	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	29

- (2) 年間授業時数

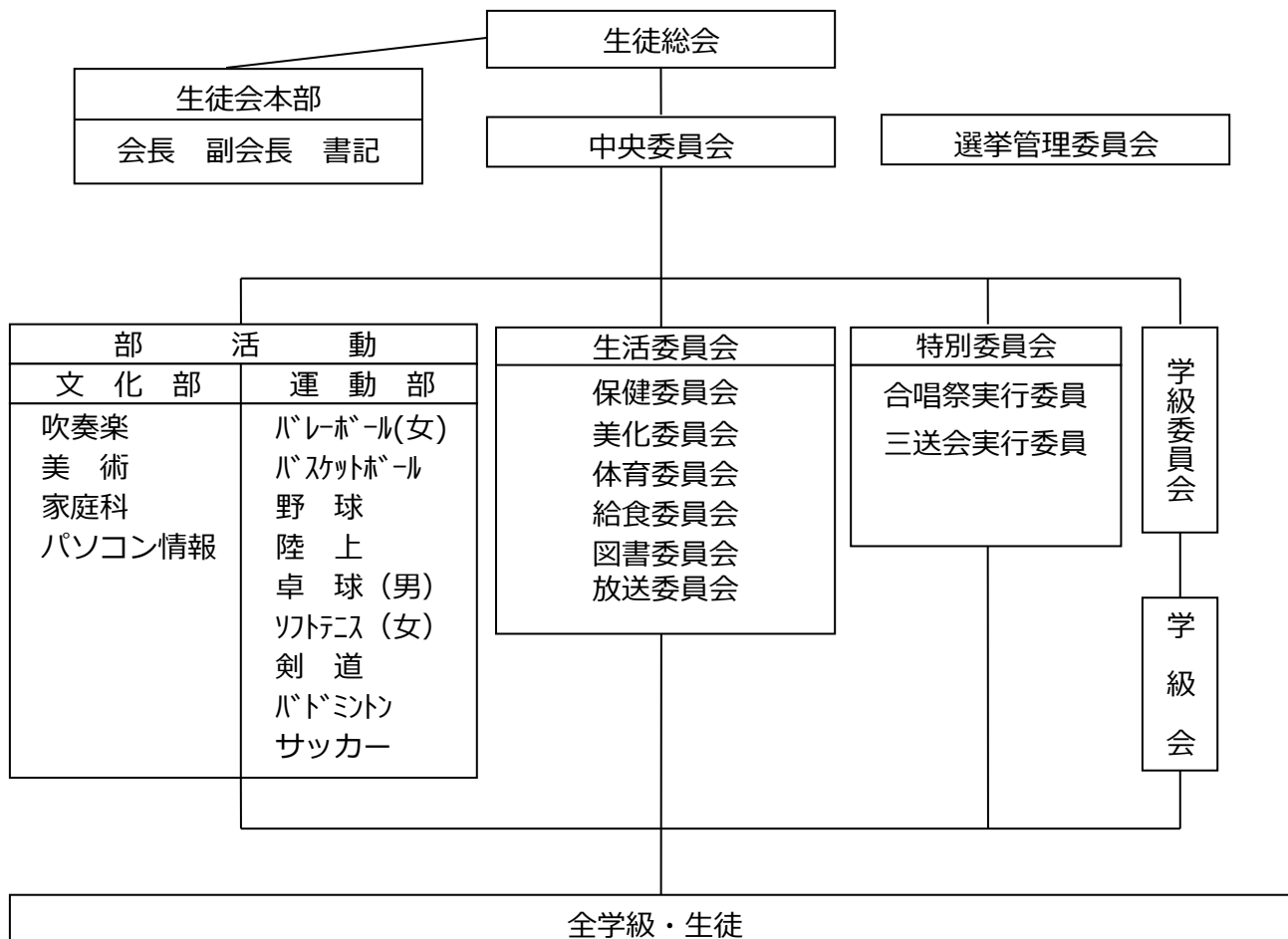
各教科等	学年		
	1学年	2学年	3学年
国語	137	137	102
社会	102	102	137
数学	137	102	137
理科	102	137	137
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	102	102	102
技術・家庭	70	70	35
外国語(英語)	137	137	137
道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	68	88	88
特別活動	35	35	35
総授業数	1015	1015	1015

※令和4年度より文科省授業時数特例校制度を申請して、各学年の総合の時間を18時間増やしています。

(3) 日課表

	月曜日	水曜日	火・木・金曜日
朝の会	8:30～ 8:35		
1時間目	8:45～ 9:35		
2時間目	9:45～10:35		
3時間目	10:45～11:35		
4時間目	11:45～12:35		
給食	12:35～13:10		
昼休み	13:10～13:30		
5時間目	13:30～14:20		
6時間目		14:30～15:20	
清掃	なし	なし	15:20～15:35
帰りの会	14:20～14:30	15:20～15:30	15:35～15:45
最終下校	3月～ 9月 18:00		10月～ 2月 17:30

(4) 生徒会組織



2 ご入学までの準備

1 心の準備

- 小学生から中学生へ…子供たちが大きく成長する時です。この機会に、中学生となる自覚を持てるよう、努力している過程を称賛し、お子様に前向きなお声かけをお願いします。
- 子供たちには、中学生となる「喜び」と「不安」があります。中学校では全教職員・全校生徒で新入生を受け入れる準備をしております。御安心ください。
- これまでの生活の見直し、特に基本的な生活習慣について見直しておいていただけると幸いです。

2 服装・持ち物などの事前準備

学校指定のものを申込購入していただくもの

- ① 標準服
 - ② 体育着関係…計 14,100 円
 - ※ジャージ上 (4,500 円)・ジャージ下 (4,100 円)
 - 体育着 (2,600 円)・ハーフパンツ (2,900 円)
 - ③ 上履き… (緑色ライン) 4,000 円
 - ④ 通学かばん…8,900 円
- ※①・②・③・④について、申込みがまだの方は、直接販売店で採寸・申込をしてください。
詳細は、小学校で配付されている資料を御確認ください。
※これまで御購入いただいていた「スポーツバッグ」は令和7年度より廃止としました。
通学かばんに入りきらない持ち物は、御家庭にあるバッグを御活用ください。(指定なし)

その他

学用品…小学校で使用していたものが利用できれば、それを利用してください。
辞書等…入学後、各教科担当教諭からお伝えします。

標準服 取扱店

- ①みねぎし洋品店 <https://fashionminegishi.com/>
- ②スクールベン <https://www.schoolben.co.jp/index.html>
- ③イオンスタイル北戸田 <https://www.aeon.com/store/イオン/イオンスタイル北戸田/>

体育着・ジャージ・上履き取扱店

- ・山愛スポーツ TEL 048-432-2773
蕨市中央 1-28-8

通学かばん 取扱店

- ・神田屋鞆製作所 東京都豊島区池袋 3-64-6 TEL 03-3986-3731
- ※戸田東中学校事務室での販売となります。
在庫がないため、事前に事務室まで御連絡ください。(戸田東中学校 TEL 048-442-5844)

3 物品引換及び書類提出日〔2月28日（金）〕の予定

(1) 物品引換について

①日 時 令和7年2月28日（金）14:00～15:20

※密を避けるため、下記の時間を目安にお越しください。

・喜沢小、学区外小	14:00～14:15
・戸田東小6年1組	14:15～14:25
・戸田東小6年2組	14:25～14:35
・戸田東小6年3組	14:35～14:45
・戸田東小6年4組	14:50～15:00
・戸田東小6年5組	15:00～15:10
・戸田東小6年6組	15:10～15:20

②場 所 戸田東中学校1階昇降口・ピロティ付近

③販売品 ジャージ上下 体育着 ハーフパンツ
 上履き 通学かばん

(2) 提出書類等について

①提 出 令和7年2月28日（金）物品引換時（14:00～15:20）

②場 所 戸田東中学校1階昇降口付近（物品引換場所横） ※受付場所で提出

③提出物 「戸田市学校給食承諾書」 （別添資料参照）
 「学費等預金口座振替依頼書」 （5ページ参照）
 「PTA入会希望確認書」 （戸田東中HP内PTAの御案内参照）

<https://www.toda-c.ed.jp/site/todahigashi-j/todahigasi-j-pta-annai.html>

④その他 ・資料内容について御質問がある場合は、戸田東中学校（教頭）へ御連絡ください。
（戸田東中学校 TEL 048-442-5844）
・保護者の方の自動車での御来校は御遠慮ください。
自転車は中学校正門から入り、指定の場所に駐輪ください。

4 新入生1日入学〔3月25日（火）〕の予定

①日 時 令和7年3月25日（火）9:00～11:00

②場 所 戸田東中学校教室（戸田東中学校昇降口より入校）

③持ち物 上履き 筆記用具

5 入学式〔4月8日（火）〕の予定

①日 時 令和7年4月8日（火） 新入生は13:00までに登校 12:30クラス掲示

新入生は昇降口付近の掲示を見て、氏名とクラスを確認して、指定された教室へ入ります。新入生は、保護者より早く登校します。（12:30前に登校しない。）

保護者受付 13:30～13:50（昇降口前で行います。）

入学式 14:00～15:00

生徒は学活後下校となります。保護者は式後解散となります。

学活・帰りの会 15:00～15:20 下校 15:20～

②場 所 戸田東中学校 校舎2Fアリーナ1

③その他 保護者の方も上履きやスリッパを御用意ください。

生徒は、通学かばんに上履き、筆記用具を入れて登校してください。

保護者の方の自動車での御来校は御遠慮ください。

また、駐輪場所がございませんので、自転車での御来校は御遠慮ください。

6 その他

(1) 授業

教科担任制：教科により担当する先生がかわります。

(2) きまり

生活上のいろいろなきまりや心得については、別ページ「戸田東中学校のきまり」「生徒の心得」にあります。事前に御家庭での内容の御確認をお願いします。

(3) 諸経費

川口信用金庫戸田支店の普通預金口座より、口座振替で納入していただきます。

※令和7年度も、5月から1月までの9ヵ月間で振替を予定しています。

(引き落とし日は、毎月8日の1回のみとなります。)

※下に過去の1学年の口座振替計画表を参考として載せておきます。

口座振替日	振替月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
費目	給食費	4月	5,6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月+ 超過分	2,3月	50,881
		4,600	9,200	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,881	9,200	
	学年費	6,000		6,000	6,000	6,000	5,000				29,000
合計		10,600	9,200	10,600	10,600	10,600	9,600	4,600	4,881	9,200	79,881

◎PTA入会有無に関わらず、在校生1人につき年額500円「生徒応援費」の集金があります。

◎学年費には、教材費・実習費・行事費などを含みます。

◎入学後、詳細について通知文書でお知らせします。

【お願い】

- ① 川口信用金庫戸田支店に普通預金口座のない方は、口座を開設しておいてください。
- ② 「学費等預金口座振替依頼書」は、川口信用金庫戸田支店において検印を受けて、2月28日(金)物品引換終了までに書類受付場所(物品販売所横)に御提出ください。

(4) 就学援助制度

戸田市では、経済的な理由によりお困りの御家庭に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。別紙配付の資料を御覧いただき、希望される場合は、受付期間内に申請してください。なお、小学校6年生の3月時点で就学援助を受けておられる御家庭は、中学1年生の6月末日までは認定が引き続きますので、中学校入学時の手続きは不要です。

【就学援助を受けておられる御家庭の保護者様への御注意】

入学前、体操着等を購入する際に、柔道着等の体育で使用する用具の購入を勧められる場合があります。入学前に購入した場合は、就学援助の対象外となりますので、御注意ください。なお、柔道又は剣道の実施については、入学後に決定し、必要な柔道着等の用具等の準備については、本校から別途御案内します。

(5) 学校からの連絡に使われる電話番号について

発信専用のスマホが5台あり、こちらから連絡する場合があります。番号の登録をお願いします。

- ① 080-5890-0034
- ② 070-2492-4301
- ③ 070-2492-4302
- ④ 080-5972-0886
- ⑤ 080-5972-0887

※発信専用のため、折り返しても繋がりません。

折り返しは048-442-5844へお願いします。

◎入学に関することで不明な点がございましたら、戸田東中学校(教頭)へお問い合わせください。

(令和6年度版)

私たち戸田東中生は、楽しく充実した学校生活を送るために、生徒の意見を取り入れた「戸田東中学校のきまり」を守ります。

戸田東中学校 生活五目標

花と笑顔があふれるこの戸田東中学校の明日を担う私たちは、みんな仲良く協力し合い、生徒会の一員として生活していくことを誓い、ここに「戸田東中学校 生活五目標」を定めます。

- ・私たちは、清潔で中学生らしい服装をします。 【服装】
- ・礼儀正しく、さわやかな挨拶をします。 【礼儀】
- ・素早く行動し、時間を守ります。 【時間】
- ・積極的に授業に参加し、家庭学習にも取り組みます。 【学習】
- ・戸田東中学校を緑あふれるきれいな学校に保つため、清掃活動を積極的に行います。 【清掃】

1 授業

- (1) 授業に集中して取り組む。
- (2) 学習に必要なものや課題を準備して授業に臨む。
- (3) 自他の意見を尊重し、互いに高め合う。

2 登下校

- (1) 通学路を通り、交通ルールを守って登下校する。
- (2) 徒歩で登校する。
- (3) 8時30分までに教室で着席する。(原則、8時までは登校しないこと。)
- (4) 下校時刻を守る。
- (5) 公共交通機関の利用は、保護者の申し出があり、正当な理由があるときに可能となる。

3 服装等

- (1) 標準服を着用する。
- (2) さわやかで清潔な身だしなみを心がける。(スカートは、膝頭が隠れる長さを保つ。)
- (3) 夏服は白のワイシャツとし、女子は学校指定のベストを着用してもよい。
- (4) 冬服の時期は、ズボン着用時にネクタイ、スカート着用時にリボンを付ける。
- (5) 防寒のためにベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。色は、黒・白・紺系・茶系・グレー系とし、ワンポイントの入ったものもよい。防寒着の裾や袖は標準服から出ないように着用する。
- (6) 冬服着用時(移行期間含む)、登下校時にコートを着用してもよい。ただし、中学生らしいもの(ダッフルコート・Pコート・スクールコート等)とし、色は黒・白・紺系・茶系・グレー系とする。
- (7) 靴下は、黒・白・紺系・茶系・グレー系とし、ワンポイントの入っているものもよい。また、安全面を考慮し、形状はくるぶしが隠れるものとする。(くるぶしソックス・ルーズソックスは不可とする。)スカート着用者は冬季、無地のストッキングを着用してもよい。
- (8) 靴の着用は以下のとおりとする。
ア 屋外…様々な運動に適した靴で、紐で結ぶもの。ハイカットは不可とする。
イ 屋内…本校指定の上履きとする。
- (9) 体育着は学校指定のものとする。
- (10) 清掃は体育着、ジャージに着替えて行う。
- (11) 特に指示のない教科は標準服で授業に参加する。
- (12) 給食当番は給食着を着用する。

- (13) 部活動以外での再登校は原則禁止とする。再登校をする場合は標準服または体育着とする。
- (14) Yシャツの下には、体育着または白色のシャツを着用する。
ハイネックは禁止とする。
- (15) アクセサリーと見なされる類の着用や化粧等、学校生活に不要な事項は認めない。
- (16) 衣替え
 - ア 着用期間
 - 冬服… 11月から4月
 - 夏服… 6月から9月
 - (天候等の状況により、期間が変更となることがある。)
 - イ 移行期間
 - 5月と10月の1ヶ月間はどちらの服装で登下校してもよい。

4 頭髪

- (1) 授業や部活動に支障のない中学生らしい清潔な髪型とする。男子は耳や目にかからない長さで、襟足はえりにかからないようにする。女子は肩より長い場合は必ずゴム等でまとめ、前髪が目にかかる場合は、ヘアピンでとめる。
- (2) ゴムとヘアピンは飾りのないもので、色は黒・紺・茶・グレーとする。
- (3) 染髪や整髪料の使用は認めない。

5 持ち物

- (1) 持ち物には名前を書く。
- (2) 通学かばんは学校指定のものとする。
- (3) 生徒身分証明書(4月に配付いたします)は常に携帯する。
- (4) 学校生活に不必要な物は持ってこない。
- (5) 水筒を持参してもよい。中身は水・お湯・お茶類・スポーツドリンクとする。

6 届けと許可

- (1) 欠席・遅刻・早退の連絡は、下記URL及びQRコードよりGoogleformにて連絡か、電話で連絡する。いずれの場合も必ず保護者が連絡する。

<https://forms.gle/EbJsuMBgepFSNxVb7>



- (2) 以下のことは先生の許可なしに行わない。
 - ア 他教室への出入り
 - イ 登校後の外出
 - ウ テラス・屋上への出入り
 - エ 特別教室等の鍵の使用
 - オ 徒歩以外の手段での登下校
- (3) 通学かばんの修理は、事務室に申し出る。

7 その他

- (1) 部活動に関わる規定は、部活動規則を参照する。
- (2) 登下校時刻は、時程表を参照する。
- (3) 保健室・さわやか相談室・図書室の利用はそれぞれの利用規定を参照する。
- (4) 施設、設備を破損した場合は、速やかに学校に申し出る。また、自費弁償となる場合がある。
- (5) 「戸田東中学校のきまり」に規定していないことも、状況に応じて細則として決めることができる。

1 部活動の位置付けと意義

部活動は学校が計画する教育活動の一環であり、生徒の自主的・自発的な参加によって実施されます。顧問の指導の下、スポーツや文化活動に関心を持つ同好の生徒によって自治的に組織され、部員同士の研鑽や自己の能力に応じて、より高い技術や記録をめざす中で楽しさや喜びを味わう活動です。

生徒の自主性や活動の多様性を考慮し、全学年『希望加入制』とします。

【部活動をととして】

- 仲間とともに自主的・自治的に行う活動が生徒に喜びや生きがいをもたらし、学校生活をより豊かで充実したものにします。
- 各種の専門的スキルや知識を身に付け、生涯にわたってスポーツおよび文化的活動に親しむ能力や態度を養います。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い励まし合いながら、自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育みます。

【体罰・いじめの禁止、安全管理について】

- 「戸田市部活動方針」を踏まえ、持続可能な運営体制の下で実施します。
- 部活動顧問は、勝利だけを追求するような偏った指導を避け、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底します。また、指導と称し殴る・蹴るなどの暴力、威圧的な言葉による指導も体罰との認識を持ち、これらの行為は絶対に行いません。
- 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底します。いじめが起きた場合には、学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応します。
- 部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意します。特に、高温多湿下においては水分補給や休憩をしっかりと行い、熱中症に十分配慮します。また、暴風や雷等の場合には部活動の中止の判断を的確に行います。日頃より、生徒に対して健康管理に関する指導を適切に行い、生徒の健康状態に常に留意し、体調が優れない生徒には無理をさせません。
- 平日の部活動を行う場合には、原則部活動顧問が学校の敷地内にいることとします。ただし、部活動顧問がこれらを行えない場合には、事前に練習計画を作成し、代理の者に見届けをお願いすることがあります。
- 学校はAED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底します。また、緊急時には消防機関と迅速に連携します。

2 部活動一覧（全13部活）

外運動部活	中運動部活	文化部
1 軟式野球部	5 男子卓球部	10 家庭科部
2 サッカー部	6 バスケットボール部	11 吹奏楽部
3 陸上部	7 女子バレーボール部	12 美術部
4 女子ソフトテニス部	8 バドミントン部	13 パソコン情報部
	9 剣道部	

3 活動期間・活動場所及び確認事項

（1）活動時間 「戸田市部活動方針」（令和5年4月一部改定）に則ります。

○休養日

平日は1日以上、週末は1日以上の休養日を設けます。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えます。

○活動時間

1週間の合計を12時間以内とし、平日は2時間以内、週末は3時間程度とします。ただし、「特例2大会」前は例外とし、その開催日の前1ヶ月間における2週間に限り、休養日と活動時間について、校長の承認により例外を認め活動します。ただし、この期間中でも1週間の総活動時間は16時間を上限とします。

※「特例2大会」とは中学校体育連盟が主催する2大会（学校総合体育大会・新人体育大会）や吹奏楽連盟が主催する2コンクール等（県吹奏楽コンクール・県アンサンブルコンテスト）を指します。

○早朝練習

「戸田市部活動方針」に則り早朝練習は行いません。

（2）活動停止日

○定期テスト1週間前～定期テスト当日まで

○夏期休業中のサマーリフレッシュウィーク（8月11日～8月16日）

○年末年始（12月29日～1月3日）

○県民の日（11月14日）

○入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式

○学校、学年、顧問より指定された日

○熱中症のおそれがある猛暑日等で教育委員会および校長が活動停止と判断した日

○平日1日（ただし、特例2大会前は除く）

○土日のどちらか1日（ただし、特例2大会前は除く）

○その他、下校時刻が守れない日が続くなど、著しく部活動規則に反した場合、部活動担当者会議により、当該部活動の活動を一定期間停止します。

(3) 完全下校時刻等

活動時期	完全下校時刻	延長可能時間
3月1日 新人戦二市予選終了(10月)	18:00 校門の外にいる時間	大会2週間前に限り20分 校門の外にいる時間 18:20
新人戦二市予選終了(10月) 2月末日	17:30 校門の外にいる時間	延長なし

※午前中授業の日は完全下校を17:00(校門の外にいる時間)とします。

※平日の放課後における用具の忘れ等による再登校は認めていません。

※部活終了後の体育着やジャージ等での下校を認めています。

5 保 健

中学時代は一生のうち最も心身ともに大きく成長する大切な思春期を迎えます。同時に、自分で考えて健康になるための実践や行動～**自立**～をしていく時期でもあります。

よりよい成長をするためには、本人の努力と保護者や周囲の大人の協力が必要です。入学すると小学校と違い、教科担任制や部活動など新しい中学校生活が始まります。大きく環境が変わるため、緊張しやすく、心身ともに疲労がたまりやすくなります。「**健康の自立**」ができるよう御協力をお願いします。

1 健康管理について

- ①朝、自分で起床する。
- ②就寝時間を決め、十分な（7～8時間）睡眠をとる。
- ③食事は1日三食とり、バランスの良い食事を心がける。
- ④朝の排便を心がける。
- ⑤手洗い・うがい・歯みがきなどの習慣をつける。
- ⑥メディアコントロール（携帯電話・ゲーム・パソコン）を心がける。

2 保健室の役割

定期健康診断、応急処置、体調不良時の一時的な休養、心と体の健康相談など健康な心と体で学校生活を過ごすために支援していく場です。継続的な手当や内服薬を使うことはありません。また、学校外で起こったけがや病気の手当てを行うところではありません。御理解と御協力をお願いします。

3 健康観察

登校前の健康観察を行ってください。起床時の様子や顔色、食欲、睡眠など、保護者の方による観察をお願いします。不調を訴えているときは、自宅での休養を優先し、集団の場である学校への登校は控えてください。

4 感染症について

感染症にかかったときは、医師の許可があるまで登校できません。その場合、出席停止となり欠席扱いにはなりません。また、[医師の許可]があり登校する場合は、特に医師の証明は不要です。担任までお知らせください。集団で活動する場となりますので、他者への感染も考慮し、早めに受診してください。

出席停止となる主な感染症

新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、百日咳、結核、溶連菌感染症、流行性角結膜炎（はやりめ）、咽頭結膜熱（プール熱）、マイコプラズマ肺炎など、医師が感染するおそれがあるために登校しないよう指示したもの

5 学校での病気とけが

①学校で体調が悪くなったとき

- ・保健室で総合的に状況を判断し、必要があれば休養します。休養は原則として1時間です。
- ・授業復帰が困難な場合は、早退となります。（保護者に連絡をとりますので家庭連絡票に必ず日中に連絡が取れる連絡先を明記してください。）保護者の方と連絡が取れ次第早退となります。保護者のお迎えが必要な場合は、お迎えをお願いします。保護者と相談の上、本人のみで下校出来る場合は、一人で帰宅させることがあります。その場合は、自宅到着後に帰宅確認の連絡をお願いいたします。
- ・薬は一切服用させません。必要なものは常備させてください。（服用について生徒が理解しているものに限りです。）

②けがをしたとき

- ・軽いけがは応急処置をします。
- ・重度のケガ等、早期に病院に行く必要のあるけがは、保護者に連絡し、保護者の方に迎えに来ていただくか、場合によっては、直接病院へ来ていただく事を原則とします。(保険証を持参してください)
- ・緊急時、保護者の方と連絡が取れず、御家庭の希望する病院が分からない時は学校の判断で医療機関を選定し受診することになります。

6 定期健康診断について

健康診断の結果、治療のお知らせをもらったらすみやかに専門の医師の診察を受け、結果は学校へ報告もしくは用紙を提出してください。中学生期に多くみられる疾病は、う歯(むし歯)と視力低下です。むし歯は歯科医院へ行かない限り治りません。視力に異常があった場合は、眼科で適切な指導を受けてください。

7 入学後に提出する書類について

①「保健調査票」3年間使用

学校生活で配慮を要する病気やくせ・運動制限(主治医の指示)、月経随伴症などを詳しく書いてください。または、担任や養護教諭にお知らせください。

②「家庭調査票」3年間使用

- ・勤務先、依頼先の電話番号・携帯番号を記入。
- ・本校の代表電話番号、学校スマホ番号を登録してください。(学校スマホは発信専用)
- ・連絡順序(連絡が取れて早くかけつけられる人の順)の記入。

※緊急時に備え、必ず連絡が取れる連絡先のご記入をお願いします。

8 学校で負傷した時の取り扱いについて

戸田市教育委員会では、市立小中学校に在学するお子さん達の不慮の災害に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。これは、学校の管理下(通学途中も含む)で起こった災害に対して、その治療費や見舞金の給付を受けることができる共済給付契約です。ただし、第三者の加害行為により加害者から損害賠償を受けた場合(交通事故を含む)適用は除外されます。

※治療費 病院500点以上、接骨院5000円以上が対象となります。)

※戸田市では、こども医療費助成制度が入通院ともに中学校卒業まで全額助成となりますが、学校で起こった負傷等につきましては、原則として日本スポーツ振興センター災害給付制度を利用してください。

9 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて *詳しい内容については入学後お知らせします。

【手続きから給付の流れ】

- ①学校の管理下で災害事故が発生する。
- ②被災生徒が病院等で治療を受ける。(学校から又は帰宅後家庭から受診)
- ③被災生徒は必ず学校へ事故の報告をし、日本スポーツ振興センター所定の用紙をもらう。
- ④月毎に、保護者は病院等で日本スポーツ振興センター所定の用紙(「医療等の状況」等)に記載してもらい、それと振込銀行口座名及び通帳コピーを学校に提出する。
- ⑤学校は提出された書類と事故の報告書を合わせて、毎月末日までに教育委員会へ提出する。
- ⑥教育委員会は、提出された書類を添えて日本スポーツ振興センターへ請求する。
- ⑦日本スポーツ振興センターは提出された書類を審査する。
- ⑧日本スポーツ振興センターから教育委員会へ給付決定の通知が送られる。
- ⑨日本スポーツ振興センターから市へ給付金が送金される。
- ⑩市より被災生徒の保護者の銀行口座に給付金が送金される。





校名の略称たる「東中」に戸田市の市花である桜草を記した。
過ぎし日、戸田の野に栄えし「気品」と「根強さ」と「誇り」
を象徴しています。

昭和36年10月15日制定